

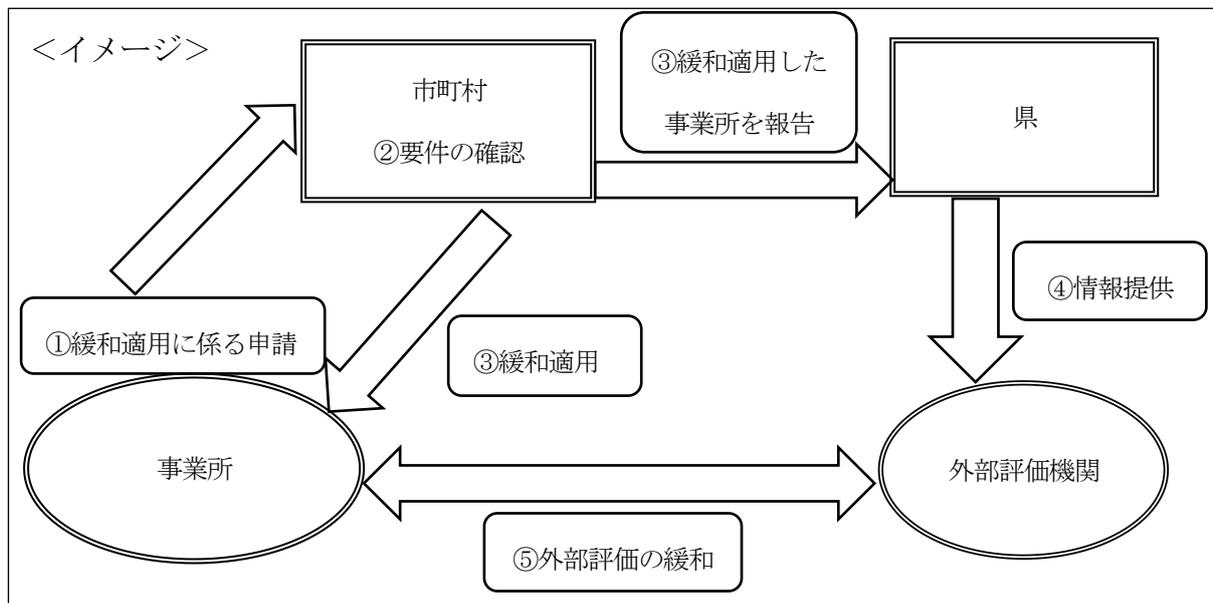
# 地域密着型サービスに係る外部評価実施回数緩和の手続について

千葉県健康福祉部健康福祉指導課

## 1 実施回数緩和について

平成21年3月27日付け「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」（老計発第0327001号、厚生労働省老健局計画課長）により、一定の要件（後述）を満たす場合は、外部評価の実施回数を2年に1回に緩和することが出来ることとなりました。なお、自己評価は毎年実施する必要があります。

## 2 緩和する場合の手続について



### <手続きの流れ>

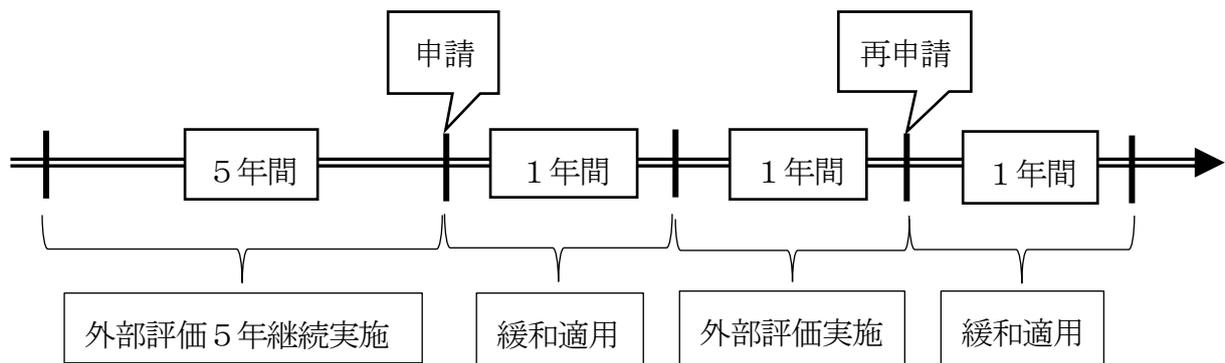
- ① 事業所→市町村 事業所は、要件を満たしたことを証する書類を添えて、外部評価を2年に1回とする緩和の適用を受けるための申請を行う。
- ② 市町村 市町村は、申請内容が要件にあっているかを確認する。

- ③ 市町村→事業所 市町村は、確認の結果、要件を満たしていると判断した場合には、外部評価を2年に1回とする緩和措置を適用する旨の書類を交付する。
- 市町村→県 市町村は、外部評価を2年に1回とする緩和措置を適用した事業所について県に報告する。
- ④ 県→評価機関 県は、外部評価を2年に1回とする緩和措置を適用された事業所について、各外部評価機関に情報提供を行う。
- ⑤ 評価機関←→事業所 外部評価実施回数の緩和を行う。

### 3 緩和が適用される期間について

申請に対して、緩和措置を適用することができるのは1年間とします。

したがって、緩和された年度の翌年度は外部評価を実施する必要があり、その後の緩和について再度申請を行う必要があります。



### 4 緩和要件について

厚労省計画課長通知に準じ、千葉県地域密着型サービス外部評価実施要領第3条において以下アからオの全ての要件を満たせば外部評価実施回数の緩和を行うと定められています。

- ア 過去に外部評価を5年間継続して実施していること。
- イ 「自己評価及び外部評価結果」(様式4)及び「目標達成計画」(別表2)を市町村に提出していること。
- ウ 運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されていること。
- エ 運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員

が必ず出席していること。

オ 「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価2、3、4、6の実践状況(外部評価)が適切であること。

#### 確認のポイント

ア. 過去に外部評価を継続して実施していること。

指定日以降であって、緩和適用を受けようとする年度の前5か年度において5回の実施が確認されれば認めることとします。

ただし、廃止新規等で再指定した場合は、再指定日が起算日となります。

※運営推進会議による評価については、緩和の対象とはなりません。5か年度すべて外部評価機関による評価を受けた場合のみ、緩和対象となります。

<確認方法>

事業所から提出される外部評価結果報告書によって確認できます。

イ. 「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を市町村に提出していること。

<確認方法>

当該書類の提出により確認できます。

ウ. 運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されていること。

緩和適用を受けようとする年度の前年度に、年間6回以上の運営推進会議が開催されていることが必要です。

なお、他の事業所等と合同で実施した運営推進会議については、当該事業所の議案が提案されていれば、開催の回数にカウントすることができます。

<確認方法>

議事録等により内容を確認できます。

エ. 運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。

運営推進会議の設置規程等において、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が構成員として位置付けられており、全ての開催について出席していることが必要です。

ただし、以下の1～4の条件に該当する場合に限り、当該要件を満たしているとみなします。

1. 市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が開催予定を事前に把握し、毎回出席できるよう、事業所と市町村又は地域包括支援センターが連携・調整に努めていること。
2. 事前に欠席することが判明している場合は、あらかじめ会議資料の提供を受け、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員の意見が反映できる体制が整っていること。
3. 突発的に欠席した場合は、会議資料等や議事録の送付を受け、内容の把握をしていること。
4. 以上の場合であっても、概ね3回以上市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が出席していること。

#### <確認方法>

運営推進会議の設置要綱等、議事録、出欠名簿等により確認できます。

オ. 「自己評価及び外部評価」のうち、外部評価2、3、4、6の実践状況(外部評価)が適切であること。

#### <適否の判断方法基準について>

外部評価の各項目に対して、事業所自身が考え、何らかの行動を起こしているかがポイントです。以下の着眼点を1つの目安として判断することができます。(着眼点はあくまで参考であって事業所ごと、また地域の立地等によって異なります。)

改善事項が記されているからといって即不適と判断するというわけではなく、事業所の「気づき」を尊重し自己評価等(事業所の取組む姿勢)も勘案して判断してください。

外部評価項目	評価内容	着眼点
[2]	利用者が地域と	○町内会・自治会に加入し、「会報」等の地域情

<p>事業所と地域とのつきあい</p>	<p>つながりながら暮らし続けられるよう、事業所自体が地域の一員として日常的に交流している</p>	<p>報を提供している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○散歩・買い物等の外出時に、近所の方と挨拶や会話など交流する機会を作っている。</li> <li>○祭り等地域行事に参加したり、保育園・小学校の子どもと交流機会を作ったり、地域の人とふれあう機会を作っている。</li> <li>○重度化して外出困難な利用者にも地域行事の写真等により情報提供している。</li> <li>○介護学習会など地域の方への貢献する機会を作っている。</li> </ul>
<p>[3] 運営推進会議を活かした取り組み</p>	<p>運営推進会議では、利用者やサービスの実際、評価への取り組み状況等について報告や話し合いを行い、そこでの意見をサービス向上に活かしている</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参加メンバーは利用者、利用者家族、地域住民代表、市町村又は地域包括支援センター職員、その他バランスよく構成されている。</li> <li>○会議内容は双方向の対話になって、参加者からの意見・要望等の発言がある。</li> <li>○外部評価の報告、目標達成計画のモニター役になっている。</li> </ul>
<p>[4] 市町村との連携</p>	<p>市町村担当者と日頃から連絡を密に取り、事業所の実情やケアサービスの取り組みを積極的に伝えながら、協力関係を築くよう取り組んでいる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市職員への外部評価、目標達成計画の報告時に、運営の実情や課題など情報提供している。</li> <li>○日常の相談時や認定更新時に利用者の暮らしぶりなどの情報交換をしている。</li> <li>○地域の人への認知症ケアの理解促進に積極的に市と連携して取り組んでいる。</li> <li>○利用者家族・周辺住民等から市町村への苦情がない、もしくは苦情に真摯に対応している。</li> </ul>

<p>[6] 運営に関する利用者、家族等意見の反映</p>	<p>利用者や家族等が意見、要望を管理者や職員ならびに外部者へ表せる機会を設け、それらを運営に反映させている。</p>	<p>○家族が個別に職員に意見や要望を言い易い状態である。 ○出された意見等をミーティングで話し合っ て運営に反映している。 ○認知症の利用者の意見や思いを運営に反映する工夫をしている。 ○家族へ本人の暮らしぶりなど情報を提供し、本人・家族の意見や要望などを聞く機会を作っている。</p>
-----------------------------------	---	--

## 5 県への報告について

実施要領の様式1と別紙を作成し、千葉県健康福祉指導課法人指導班あて郵送及びメールで送付してください。

<送付先>

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

千葉県 健康福祉部 健康福祉指導課 法人指導班

TEL : 043-223-2351

FAX : 043-222-6294

MAIL : hyoka@mz.pref.chiba.lg.jp

## 6 外部評価機関への情報提供について

県は、実施回数の緩和を適用した地域密着型サービス事業所について市町村から報告を受けたら、速やかに外部評価機関へ情報提供することとします。

## 〇〇市（町村）外部評価の実施回数の緩和の適用に係る事務取扱要領

（参考例）

（趣旨）

第1条 この要領は、「千葉県地域密着型サービス外部評価実施要領」（以下「実施要領」という）第3条に基づき、指定認知症対応型共同生活介護事業者（以下「事業者」という）に対し実施回数の緩和を適用する場合の手続きを定めることにより、外部評価の円滑な実施に資することを目的とする。

（実施回数の緩和の申請）

第2条 事業者は、実施要領第3条第1項の要件を満たす事業所について、実施回数の緩和の適用を受けられる場合は、市（町村）が定める期日までに、要件を満たすことを証する文書とともに、市（町村）に申請することとする（第1号様式）。

2 実施回数の緩和の適用を受けるための要件は、次のとおりとする。

- (1) 実施回数の緩和の適用を受ける年度の前5年間において継続して外部評価を実施していること。  
（実施回数の緩和の適用を受けたことにより外部評価を実施しなかった年度は、前5年間において継続して実施することとした要件の適用に当たっては実施したものとみなす。）
- (2) 外部評価の「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を提出している こと。
- (3) 実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において、運営推進会議を6回以上 開催していること。
- (4) (3)の運営推進会議において、構成員に市町村の職員又は地域包括支援センターの職員（以下「市町村職員等」という。）が含まれており、かつ実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において開催された運営推進会議に市町村職員等が必ず出席していること。
- (5) 実施要領に規定された「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4、6の実施状況（外部評価）が適切であること。

（実施回数の緩和の適用）

第3条 市（町村）は、前条の申請書の内容を審査した結果、前条第2項の要件を満たしていると判断した場合は、当該事業所について実施回数の緩和を適用することができる。

2 市（町村）は、前項の緩和を適用した場合、当該事業者及び県に対し、その旨を通知する（第2号様式、及び実施要領様式1）。

（適用の取消し）

第4条 市（町村）は、実施回数の緩和を適用した事業所について、実施要領第3条第1項の要件を満たさない事実を確認した場合等、実施回数の緩和の適用を取消すべきと判断した場合には、当該実施回数の緩和の適用を取り消すことができる。

附則

この要領は、平成〇年〇月〇日から施行する。

第1号様式

年 月 日

外部評価の実施回数の緩和に係る申請書

市（町 村） 長 様

申請者 所在地

法人名

法人代表者（役職・氏名）

印

外部評価の実施回数の緩和の適用を受けたいので、〇〇市（町村）外部評価の実施回数の緩和の適用に係る事務取扱要領第2条の規定に基づき申請します。

事業所番号				
フリガナ				
事業所名				
事業所所在地	(〒 - )			
事業所連絡先	電 話		F A X	
サービス種類				

直近の外部評価の訪問調査日	年 月 日
実施回数の緩和を受けようとする年度	年度

緩和要件確認欄

外部評価の実施年度	<input type="checkbox"/> 5年間連続実施 <input type="checkbox"/> 5年未満 (実施年 ____年・____年・____年・____年・____年)
「自己評価及び外部評価結果」及び「目的達成計画」の提出 (本申請に添付する場合も含む)	<input type="checkbox"/> 提出済 <input type="checkbox"/> 未提出

運営会議開催日、及び市町村職員又は地域包括センター職員の出席状況	①_____月_____日	<input type="checkbox"/> 出席	<input type="checkbox"/> 欠席
	②_____月_____日	<input type="checkbox"/> 出席	<input type="checkbox"/> 欠席
	③_____月_____日	<input type="checkbox"/> 出席	<input type="checkbox"/> 欠席
	④_____月_____日	<input type="checkbox"/> 出席	<input type="checkbox"/> 欠席
	⑤_____月_____日	<input type="checkbox"/> 出席	<input type="checkbox"/> 欠席
	⑥_____月_____日	<input type="checkbox"/> 出席	<input type="checkbox"/> 欠席

添付書類（必要に応じて）

- 1 過去5年間の外部評価結果（未提出の年度がある場合その写しを提出）
- 2 過去1年間（実施回数の緩和を受けようとする年度の前年度）の運営推進会議の議事録等（運営推進会議の実施状況、及び構成員の出席状況が確認できるもの）

外部評価の実施回数の緩和に係る結果通知書

様

市(町村)長 名

年 月 日付けで申請のあった標記の件については、実施回数の緩和を適用することについて  
〇〇市(町村)外部評価の実施回数の緩和の適用に係る事務取扱要領第3条 第2項の規定に基づき通  
知します。

事業所番号	
事業所名	
サービス種類	

実施回数の緩和の適否	適 ・ 否
実施回数の緩和を適用することにより 外部評価の実施を要しないとする年度	年度